

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び幼稚園の利用定員数（予定）一覧（令和7年4月1日時点）

1 幼稚園

施設		設置者		確認 年月日	変更 年月日	変更 理由	変更 内容	利用定員数												認可 定員数 (A)	利用者 数 (B)	充足率 (B/A)		
名称	所在地	名称	代表者					1号認定子ども				2号認定子ども				3号認定子ども							合計	
			職					氏名	3歳児	4歳児	5歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	0歳児	1歳児	2歳児					小計
芦屋市立宮川幼稚園	芦屋市浜町 1番20号	芦屋市	市長	高島 峻輔	27.4.1		変更前												180	17	9.4%			
							変更後	0	30	30	60													60
芦屋市立岩園幼稚園	芦屋市岩園町 24番3号	芦屋市	市長	高島 峻輔	27.4.1		変更前												180	65	36.1%			
							変更後	25	30	30	85													85
芦屋市立小穂幼稚園	芦屋市打出小穂町 15番7号	芦屋市	市長	高島 峻輔	27.4.1		変更前												150	9	6.0%			
							変更後	0	30	30	60													60
芦屋市立西山幼稚園	芦屋市西山町 22番15号	芦屋市	市長	高島 峻輔	27.4.1		変更前												120	15	12.5%			
							変更後	0	30	30	60													60
芦屋市立湖見幼稚園	芦屋市湖見町 1番3号	芦屋市	市長	高島 峻輔	27.4.1		変更前												180	22	12.2%			
							変更後	0	30	30	60													60
芦屋大学附属幼稚園	芦屋市六輪荘町1 6番3号	学校法人 芦屋学園	理事長	山田 英男	R2.4.1		変更前												170	112	65.9%			
							変更後	50	60	60	170													170
特定教育・保育施設（幼稚園）に係る利用定員の合計								75	210	210	495								495	980	240	24.5%		

1-1 幼稚園

施設		設置者		確認 年月日	変更 年月日	変更 理由	変更 内容	利用定員数												認可 定員数 (A)	利用者 数 (B)	充足率 (B/A)		
名称	所在地	名称	代表者					1号認定子ども				2号認定子ども				3号認定子ども							合計	
			職					氏名	3歳児	4歳児	5歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	0歳児	1歳児	2歳児					小計
芦屋みどり幼稚園	芦屋市翠ヶ丘町 9番5号	学校法人 芦屋みどり幼稚園		武田 淳			変更前												165	98	59.4%			
							変更後	55	55	55	165													165

2 保育所

施設		設置者		確認 年月日	変更 年月日	変更 理由	変更 内容	利用定員数												認可 定員数 (A)	利用者 数 (B)	充足率 (B/A)		
名称	所在地	名称	代表者					1号認定子ども				2号認定子ども				3号認定子ども							合計	
			職					氏名	3歳児	4歳児	5歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	0歳児	1歳児	2歳児					小計
芦屋市立岩園保育所	芦屋市岩園町 2番18号	芦屋市	市長	高島 峻輔	27.4.1		変更前												60	58	96.7%			
							変更後					15	17	18	50	0	0	10				10	60	
芦屋市立緑保育所	芦屋市緑町 2番4号	芦屋市	市長	高島 峻輔	27.4.1		変更前												80	62	77.5%			
							変更後					15	19	20	54	6	10	10				26	80	
さくら保育園	芦屋市大洲町 2番15号	社会福祉法人 さくら福祉事業会	理事長	山内 義之	27.4.1		変更前												45	38	84.4%			
							変更後					0	0	0	0	15	15	15				45	45	
芦屋こばと保育園	芦屋市若宮町 3番17号	社会福祉法人 芦屋こばと福祉会	理事長	佐藤 うめ子	27.4.1		変更前												30	26	86.7%			
							変更後					0	0	0	0	10	10	10				30	30	
あゆみ保育園	芦屋市東山町 30番3号	社会福祉法人 芦屋あゆみ会	理事長	飯田 眞美	27.4.1		変更前												21	19	90.5%			
							変更後					0	0	0	0	9	6	6				21	21	
蓮美幼児学園 芦屋川ナーサリー	芦屋市月若町 3番10号	社会福祉法人 光聖会	理事長	秋田 光哉	27.4.1		変更前												65	57	87.7%			
							変更後					13	13	13	39	6	10	10				26	65	
蓮美幼児学園 芦屋山手ナーサリー	芦屋市山手町 11番8号	社会福祉法人 光聖会	理事長	秋田 光哉	27.4.1		変更前												71	37	52.1%			
							変更後					12	12	12	36	3	5	5				13	49	
茶屋保育園	芦屋市茶屋の町5 番15号	社会福祉法人 山の子会	理事長	岸野 雅方	27.4.1		変更前												78	81	103.8%			
							変更後					15	15	15	45	3	15	15				33	78	
打出保育所	芦屋市川西町 11番10号 建替えによる 一時的な住所変更	社会福祉法人 千穂会	理事長	岸本 多佳子	R4.4.1		変更前												90	45	50.0%			
							変更後					13	13	13	39	0	10	10				20	59	
大東保育所	芦屋市新浜町 8番1号	社会福祉法人 サン福祉会	理事長	山田 慎治	R4.4.1		変更前												60	57	95.0%			
							変更後					15	15	15	45	0	5	10				15	60	
特定教育・保育施設（保育所）に係る利用定員の合計								98	104	106	308	52	86	101	239	547	600	480	80.0%					

資料 9

第 5 次 芦屋市総合計画後期基本計画の人口推計に基づく今後 10 年間の小学校児童数推計・就学前児童数推計

小学校児童数推計

単位：人

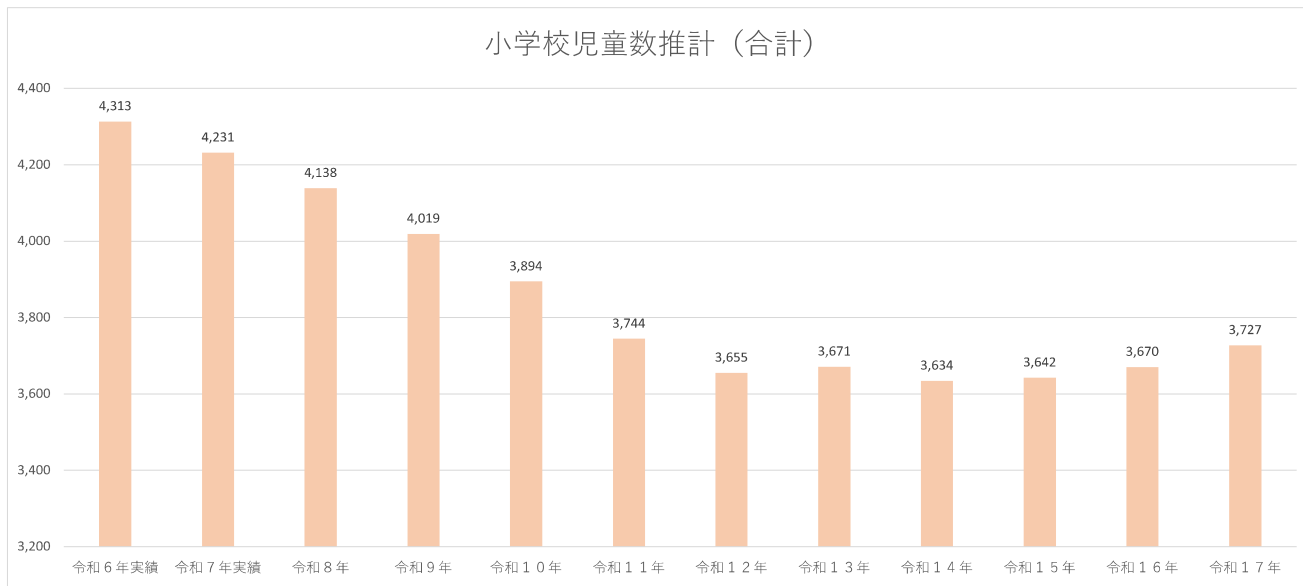
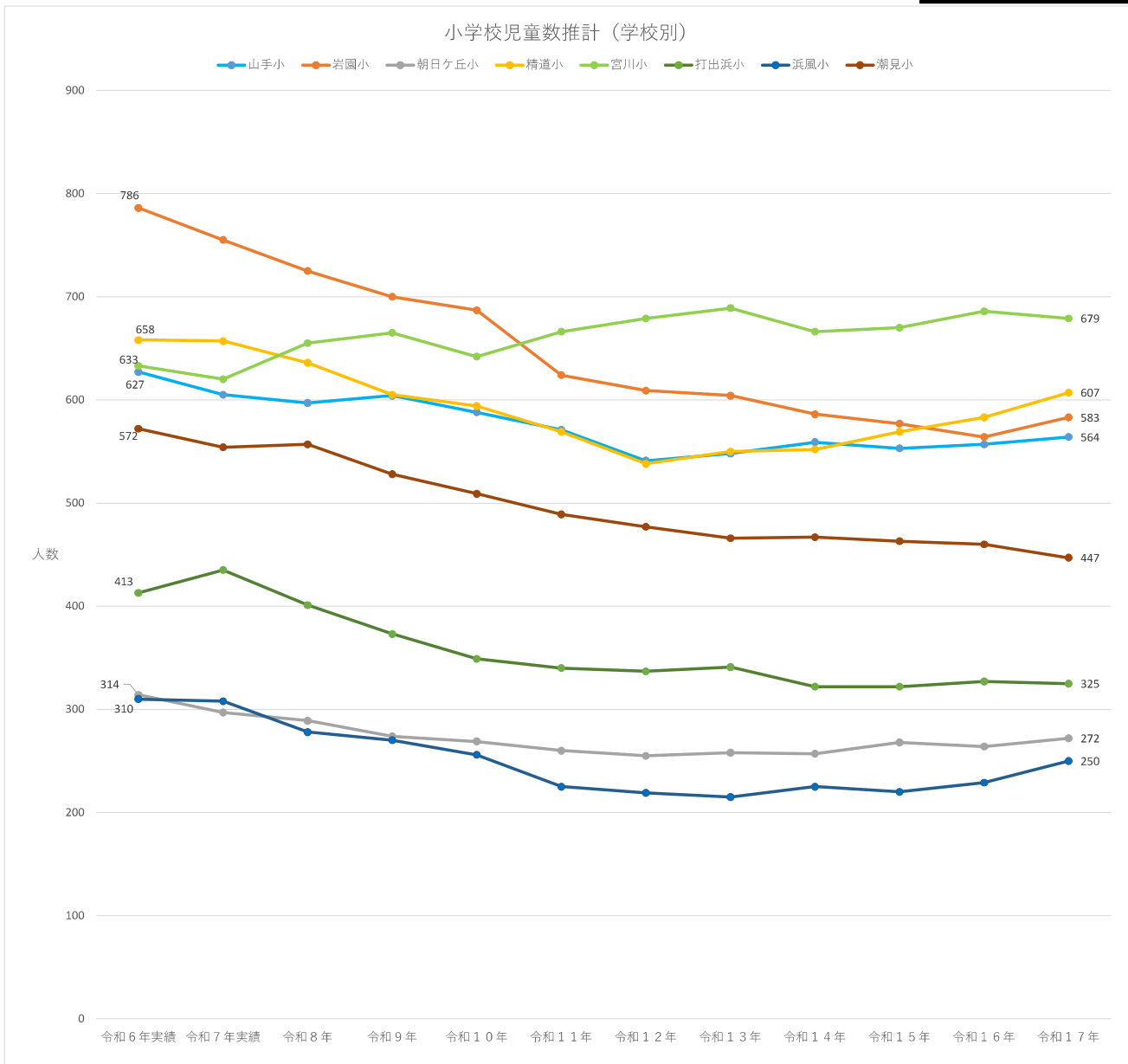
	令和 6 年実績	令和 7 年推計	令和 7 年実績	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年	令和 14 年	令和 15 年	令和 16 年	令和 17 年
山手小学校	627	636	605	597	604	588	571	541	548	559	553	557	564
岩園小学校	786	753	755	725	700	687	624	609	604	586	577	564	583
朝日ヶ丘小学校	314	301	297	289	274	269	260	255	258	257	268	264	272
精道小学校	658	637	657	636	605	594	569	538	550	552	569	583	607
宮川小学校	633	648	620	655	665	642	666	679	689	666	670	686	679
打出浜小学校	413	408	435	401	373	349	340	337	341	322	322	327	325
浜風小学校	310	309	308	278	270	256	225	219	215	225	220	229	250
潮見小学校	572	581	554	557	528	509	489	477	466	467	463	460	447
合計	4,313	4,273	4,231	4,138	4,019	3,894	3,744	3,655	3,671	3,634	3,642	3,670	3,727

就学前児童数推計

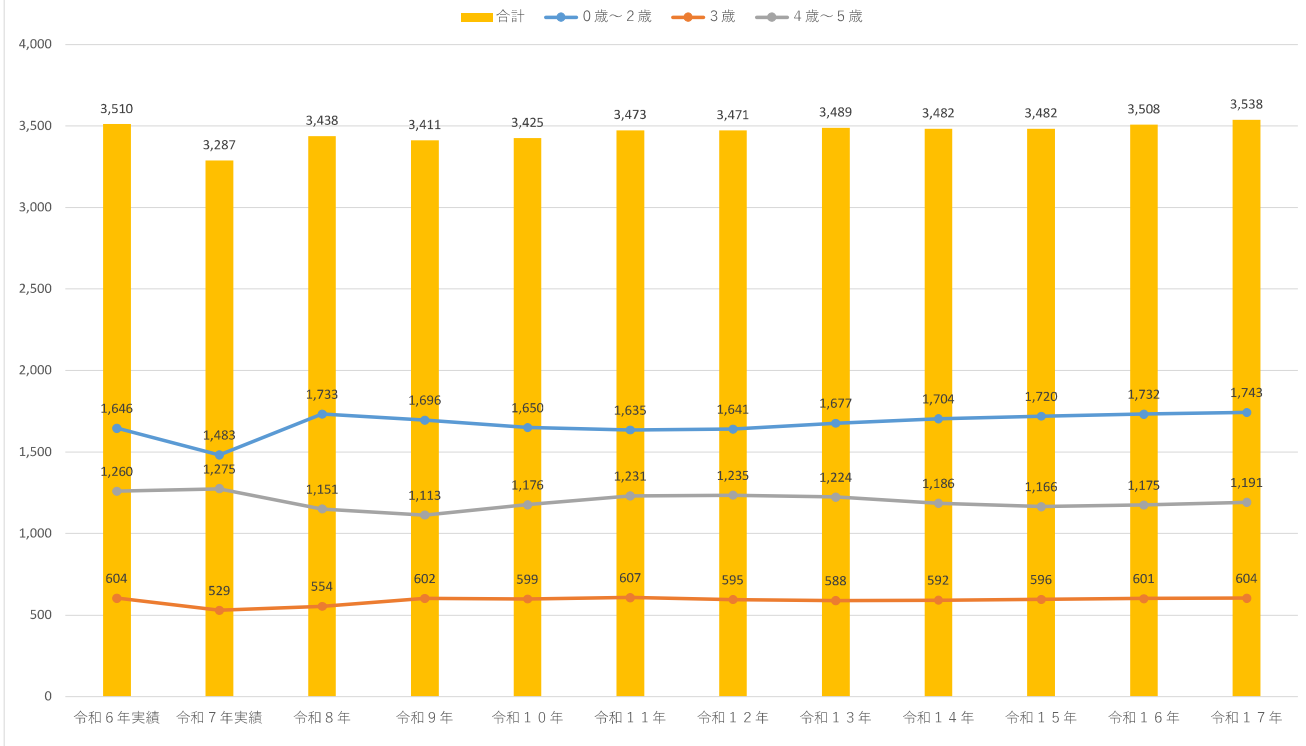
	令和 6 年実績	令和 7 年推計	令和 7 年実績	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年	令和 14 年	令和 15 年	令和 16 年	令和 17 年
0 歳～2 歳	1,646	1,684	1,483	1,733	1,696	1,650	1,635	1,641	1,677	1,704	1,720	1,732	1,743
3 歳	604	556	529	554	602	599	607	595	588	592	596	601	604
4 歳～5 歳	1,260	1,228	1,275	1,151	1,113	1,176	1,231	1,235	1,224	1,186	1,166	1,175	1,191
合計	3,510	3,468	3,287	3,438	3,411	3,425	3,473	3,471	3,489	3,482	3,482	3,508	3,538

市立幼稚園在園者数推計

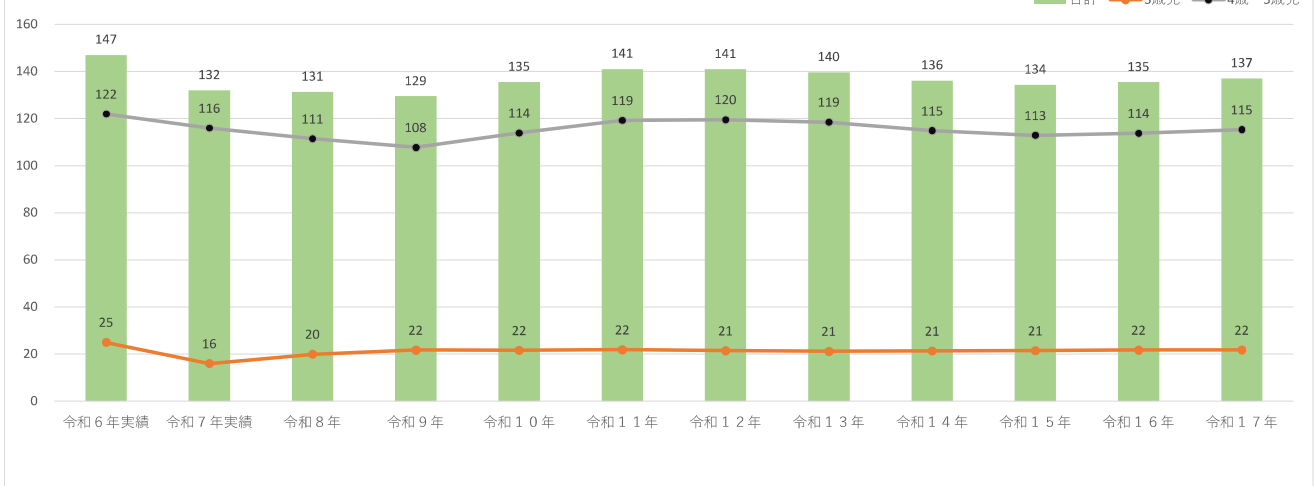
	令和 6 年実績	令和 7 年推計	令和 7 年実績	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年	令和 14 年	令和 15 年	令和 16 年	令和 17 年
3 歳児	25	20	16	20	22	22	22	21	21	21	21	22	22
4 歳・5 歳児	122	119	116	111	108	114	119	120	119	115	113	114	115
合計	147	139	132	131	129	135	141	141	140	136	134	135	137

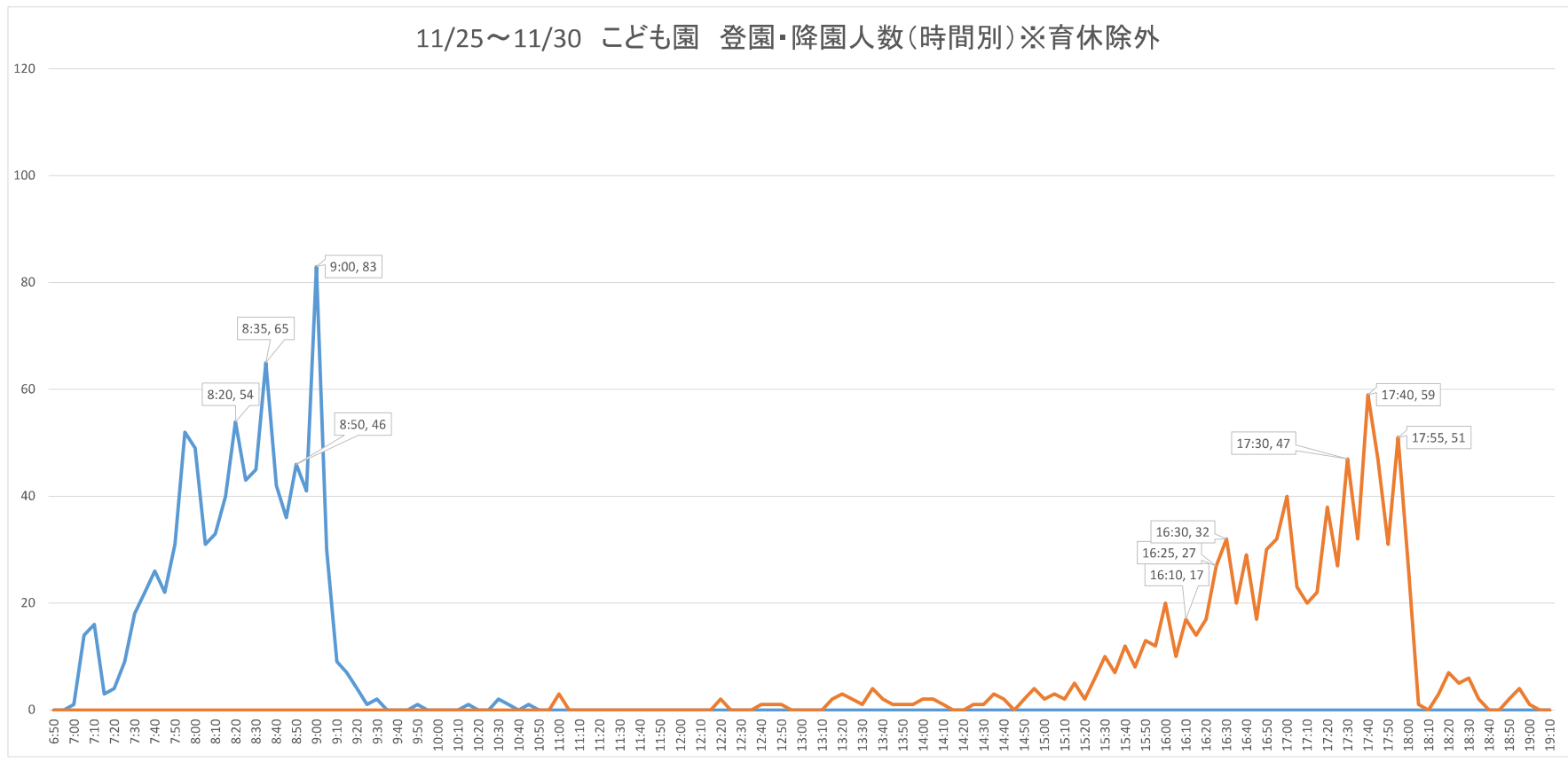


就学前児童数推計



市立幼稚園在園者数推計





令和7年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和7年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		1,785人				555人	1,129人
ニーズ量の見込み		233人	504人	155人	872人	119人	556人
提供量 (確保方針)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	239人	774人		962人	158人	545人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人		4人	8人	37人
	合計	239人	774人		966人	166人	582人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		6人	270人		▲61人	47人	26人

山手圏域		令和7年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		778人				231人	453人
ニーズ量の見込み		122人	242人	65人	333人	39人	201人
提供量 (確保方針)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	136人	374人		267人	46人	162人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人		4人	6人	15人
	合計	136人	374人		271人	52人	177人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		14人	132人		▲127人	13人	▲24人

精道圏域		令和7年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		701人				228人	479人
ニーズ量の見込み		76人	184人	76人	365人	57人	246人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	78人	276人	512人		82人	291人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		2人	16人
	合計	78人	276人	512人		84人	307人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		2人	92人	71人		27人	61人

潮見圏域		令和7年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		304人				95人	195人
ニーズ量の見込み		35人	78人	14人	174人	23人	109人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	25人	124人	183人		30人	92人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		0人	6人
	合計	25人	124人	183人		30人	98人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲10人	46人	▲5人		7人	▲11人

出展：第3期子ども・若者輝く未来プラン「あしや」(第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画)

◆第2回 芦屋市学校教育審議会 提出資料（経費・人口推計・通園先）

○就学前教育・保育に要する市経費（1人あたり）

令和5年度			単位：円
公立幼稚園※1	公立こども園等※2	私立こども園等	
1,211,891	1,681,554	660,764	

参考 207人 487人 1,263人

令和6年度（147人）	1,706,541
令和7年度（132人）	1,900,466

○人口推計

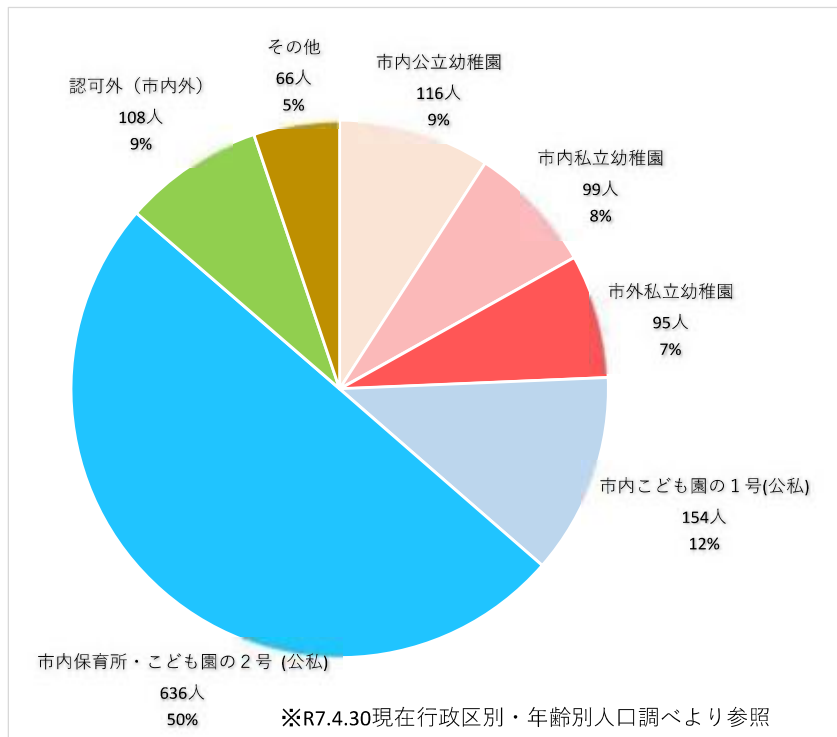
単位：人

	令和6年	令和7年	令和12年	令和17年
0歳～2歳	1,544	1,684	1,641	1,743
3歳	618	556	595	604
4歳～5歳	1,308	1,228	1,235	1,191
合計	3,470	3,468	3,471	3,538

第5次芦屋市総合計画後期基本計画人口推計より

第1回配布資料から修正

○4・5歳児の通所・通園先



※1 対象：4歳～5歳（岩園除く）保育時間：弁当日（週3回）8：50～14：30

弁当日以外の日 8：50～11：50 預かり保育：終業後～16：30

※2 対象：1号認定（3歳～5歳） 2号認定（3歳～5歳） 3号認定（0歳～2歳）

保育時間：基本として 1号認定 9時～14時 預かり保育：14時～16：30

2・3号認定 7時～18時 延長保育18時～19時

不登校児童生徒の年度別変化（30日以上）

【3月末状況】 単位：人・%

小学校		27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
	合計	18	30	26	24	35	53	76	73	104	90
比率	0.39	0.63	0.54	0.51	0.76	1.18	1.70	1.65	2.41	2.08	

中学校		27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
	合計	66	67	64	77	86	76	112	126	128	138
比率	4.89	4.25	3.96	4.83	5.56	4.84	7.00	7.73	7.96	8.97	

論点
資料 ⑩

幼児教育の質の向上及び 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の 改善について

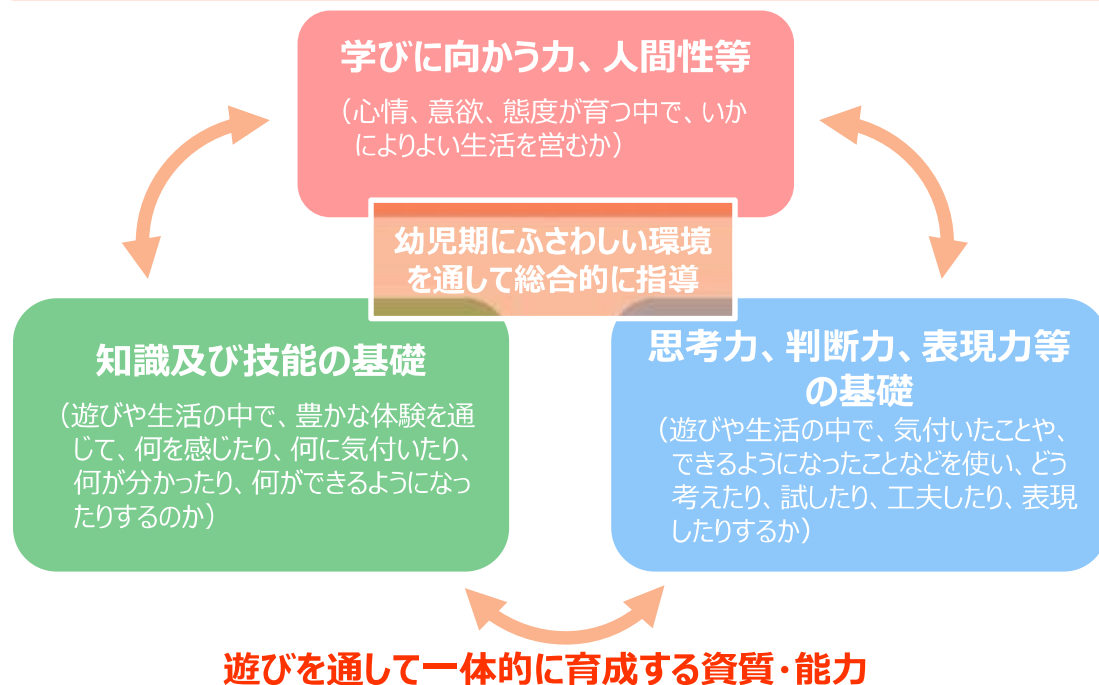
現行幼稚園教育要領における資質・能力の育成

幼稚園教育要領（抄）

第1章 総則

第1 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、**幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。**

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。
- ・幼児教育では、幼稚園教諭等がその専門性を発揮して、意図的・計画的に環境を構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる中で遊びや生活を展開することにより、幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。
- ・幼児期においては、**遊びを通しての指導**を中心に行うことが重要。

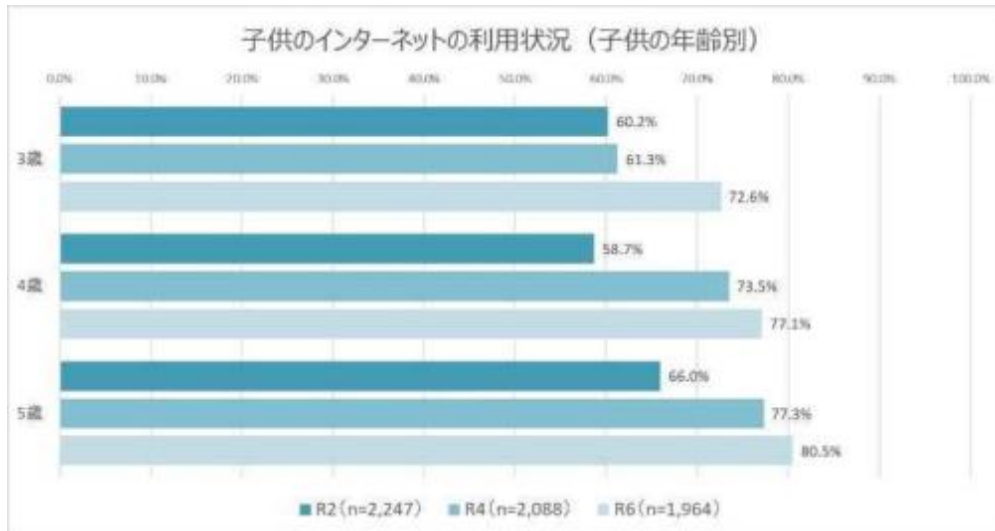


(参考：幼児期の大切な学びが分かる動画シリーズ)

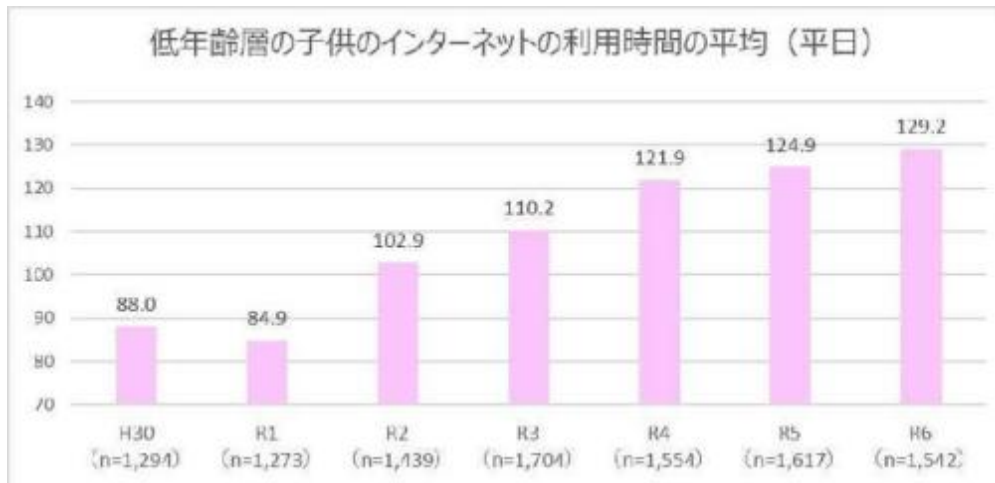
 https://youtu.be/MExUaZ6M3G0	 https://www.youtube.com/watch?v=UxfAI3XWfGo
 https://youtu.be/VNiOwpuDd44	 https://youtu.be/VuIP2CUKq-U

近年、少子化や情報化、都市化、過疎化等が進み、子供の遊びや生活に変化が生じている。

○子供のインターネット利用の早期化・長時間化



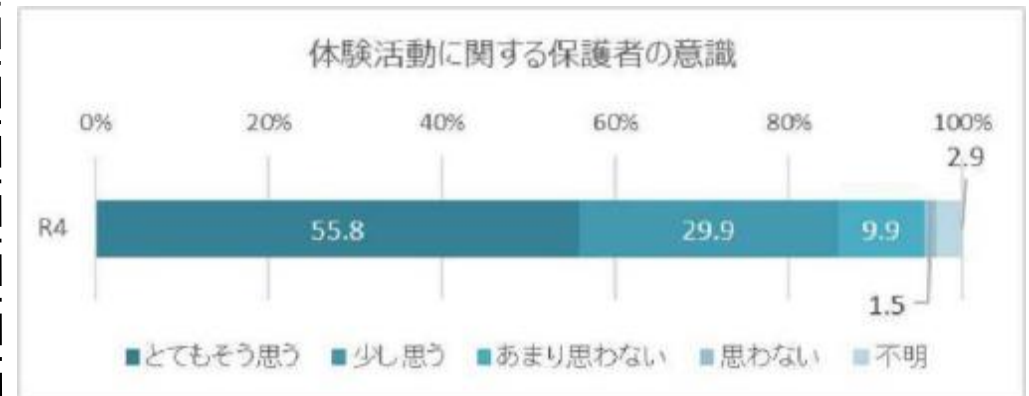
(出典) 令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書：
https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyoyou/internet_research/results-etc/r06



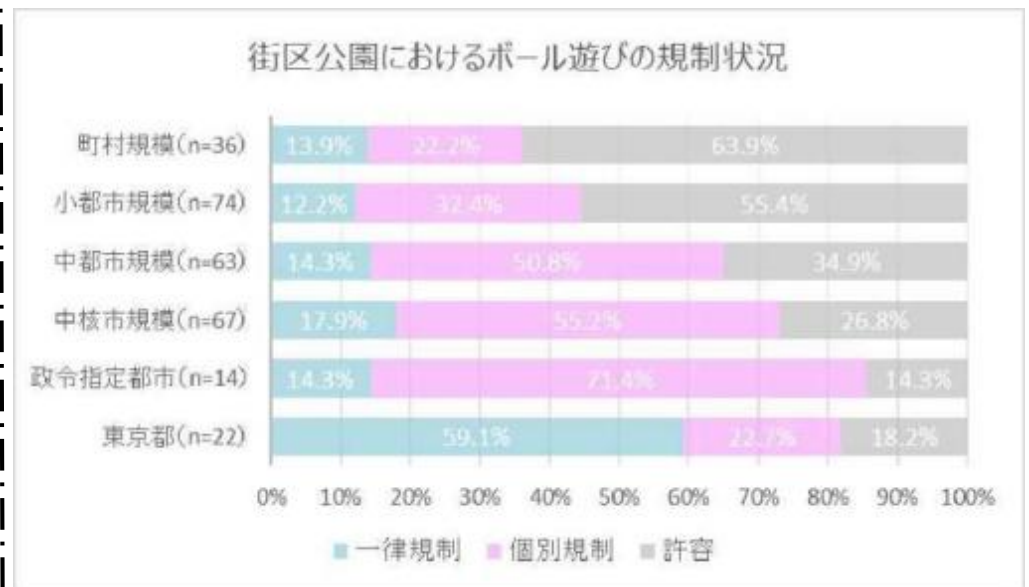
※0歳から満9歳の子供と同居する保護者に調査
 ※「子供のインターネットの利用時間」は、子供の平日のインターネットの平均的な利用時間
 ※「使っていない」は0分とし、「わからない」「無回答」を除いて平均値を算出

(出典) 平成30~令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書：
https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyoyou/internet_research/results-etc

○子供の遊び場所の減少、遊びの制限



(出典) 青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）：<https://koueki.net/user/niye/110376019-1zentai.pdf>



(出典) 地方自治体による街区公園のボール遊びの規制実態に関する研究 寺田光成、木下勇：
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jilaonline/13/0/13_52/_article/-char/ja/



幼児の遊びや生活に関する現状と課題

- 意図的に用意しなければ、幼児の発達に必要な、様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験を十分に確保することが困難になっている。
- 一部の幼児教育施設においては、幼児の興味・関心ではなく、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズを優先するなどし、幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘がある。



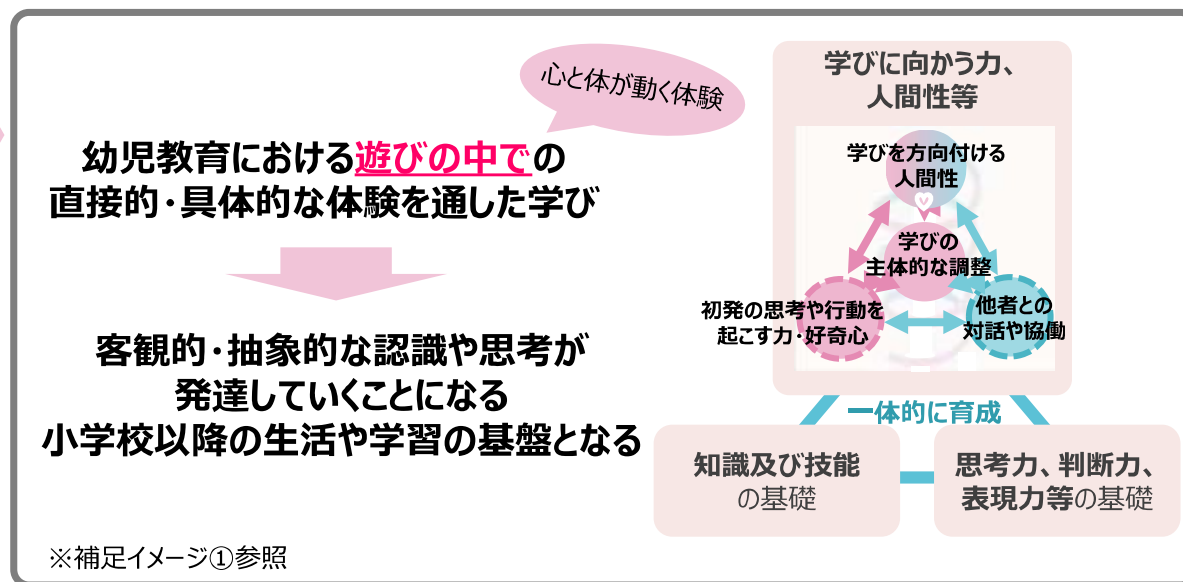
考えられる方向性（案）（幼稚園教育要領等関係）

1. 直接的・具体的な体験の一層の充実

- どの幼児教育施設においても、幼児の自発的な活動としての遊びを通して資質・能力が育まれるよう、様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験を一層充実する方向性で検討してはどうか。

2. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

- 幼児教育施設と小学校の両者が、相互に共通理解を図り、各園・校における架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの作成やスタートカリキュラムの充実等の取組も含め、円滑な接続を一層推進する方向性で検討してはどうか。



【方策（案）】

- ・子供の資質・能力を育む学びの連続性を明確にするため、幼稚園教育要領等においても、学習指導要領との連続性を表形式やデジタルを活用して示してはどうか。
- ・子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」と小学校以降の授業改善の取組について相互理解が図られるよう、幼小中高の指導方法の趣旨の一貫性を明確にしてはどうか。

※幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改訂等に向けて、こども家庭庁と緊密に連携しながら一体的に検討を進めていく。

◆ 幼児の自発的な活動としての遊びを通じた学びが、小学校以降の生活や学習の基盤となることのイメージ (案)

幼児は、興味や関心をもったものに対して自分から関わろうとする。

この自らの興味や関心から発した直接的で具体的な体験から、幼児は、幼児なりのやり方で、自分の生きる世界について学び、様々な力を獲得していく。幼児が、遊びを通じて学ぶことの楽しさを知り、積極的に物事に関わろうとする気持ちをもつようになる過程こそ、小学校以降の学習意欲へとつながっている。幼児期に多様な体験をし、様々なことに興味や関心を広げ、それらに自ら関わろうとする気持ちをもつことが重要。

〇〇したい！これって何？
などの自らの興味・関心から...

例えば、

- 冬に容器に入れた水が凍ることに気付き、厚い氷を作ろうと競争する中で、なぜある場所に置くと厚い氷ができるのだろうかと疑問が生まれ、様々な場所に容器を置いて比べたり、水に葉っぱを入れたらどうなるかなど、予想を立てたり確かめたりする。
- ソラマメを育てようと、図鑑で調べたり近隣の農家の方に教えてもらったりしながら、水やりをしたり害虫予防をしたりするなどの世話をし、成長を喜び収穫して皆で味わう。 など

〇〇したい！これって何？
などの自らの興味・関心から...

例えば、

- 遊びの中で、リボンの長さを比べたり、運んでいるバケツの水の重さを比べたり、泥団子の大きさを比べたりするなどした体験の積み重ねから、芋掘りの際に、誰の芋が一番か比べようとして、様々な尺度の一番（長い芋、重い芋、大きい芋）があることに気付く。
- 遠足で木立の間を散策している時に、みんなで読んだ絵本の中の「こもれび」という言葉を思い出し、木の下から空を見上げながら、「これ、『こもれび』だね」と気付き、友達と伝え合う。 など

〇〇したい！これって何？
などの自らの興味・関心から...

例えば、

- 走る、飛び跳ねる、這う、転がる、背伸びをする、階段を上り下りする、...
- 鉄棒にぶら下がる、ブランコに乗る、滑り台を滑る、...
- 先生に挨拶をする、友達とおしゃべりをする、友達の真似をする、...
- 紙をちぎる、紙を丸める、テープで貼る、色を塗る、絵を描く...
- 植物に水やりをする、虫を捕まえる、生き物に餌やりをする、...
- 絵本・図鑑を読む、記号や形を書く、名前を書く、...
- 数を数える、みんなで同じ数ずつ分け合う、長さを比べる...
- 箱をたたいて音を出す、歌を歌う、音楽に合わせて踊る、...

など

全ての学びの土台

小学校以降の生活や学習に必要な多様な体験であるとともに、教科等の学び・探究のプロセスの原体験になる。

幼児の興味・関心を捉えたり、興味・関心を引き出したりする

【教師の関わり】

幼児は、これまでの体験を生かして試行錯誤しながら、探究を行っている。

幼児は、体験を積み重ねたり関連付けたりすることを通じて、気付いたり考えたりしている。

幼児は、自ら心身を用いて環境に関わる体験をしている。
→ 身体の諸感覚を働かせ、多様な体験を行うことが重要

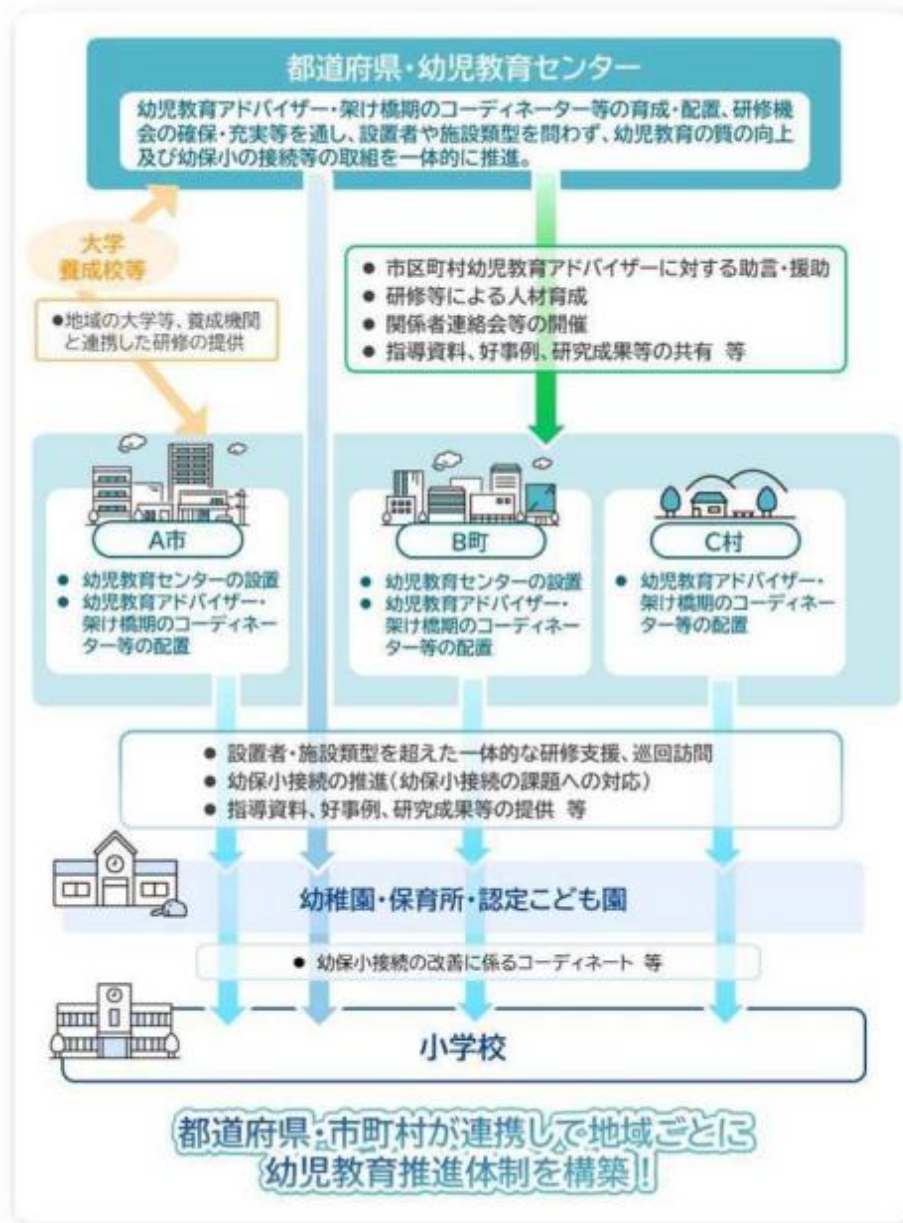
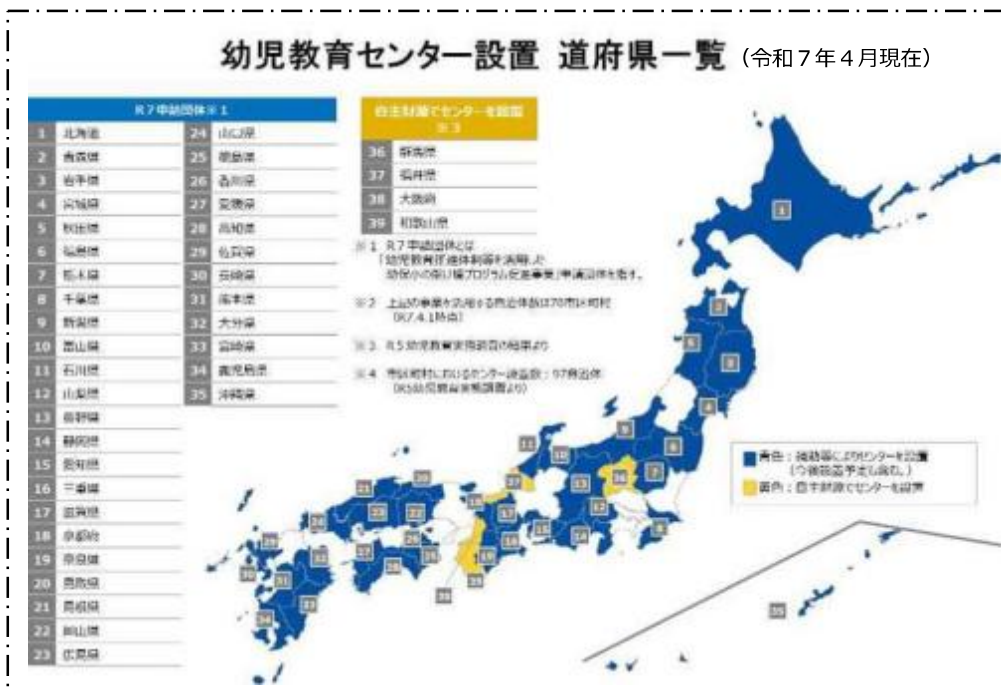
※環境：用具、素材、絵本や図鑑、机や棚、園庭、砂場、遊具、動植物、情報機器、教師、他の園児 など

◆ 肯定したり、問いかけたり、振り返りを促したり、共に喜んだりする。
◆ モデルとして環境に関わる姿を見せる。
◆ 遊具や用具、素材、絵本・図鑑、情報機器などを、教育的意図の基に配置し、環境を構成する。

考えられる方向性（案）（幼児教育の質の向上・幼保小の円滑な接続を支える体制づくり関係）

3. 地方自治体における支援体制の充実・強化

- 全ての幼児教育施設において、直接的・具体的な体験が一層充実され、幼児教育の質の向上や小学校教育との円滑な接続が図られることが重要である。このため、設置者や施設類型を問わず全ての幼児教育施設を支える、都道府県教育委員会を始めとする各地域の体制づくりの推進に向けて、幼児教育センターの全都道府県への設置を目指す。
 - 幼児教育センター設置・活用
 - 幼児教育アドバイザー及び架け橋期コーディネーター等の育成・配置、幼児教育施設・小学校等への指導・助言・援助
 - 幼児教育及び幼保小接続に関する研修の実施
 - 教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高校教育段階までの教育の一貫性・連続性を踏まえた施策の展開など



幼児教育センターによる取組例

北海道教育庁義務教育課 幼児教育推進センター 幼保小の接続の取組（北海道）

北海道幼児教育推進センターにおいては、**市町村や、設置者・施設類型問わず全ての幼稚園、保育所、認定こども園、または小学校**に対し、研修支援や架け橋期のアドバイザーの派遣等を通して、**幼児教育施設と小学校との継続的・計画的な連携・接続の促進**を図っている。

幼保小の架け橋プログラムの推進

■ 北海道版幼児教育スタートプログラム

～つながろう つなげよう 子どもの学びと育ち～

- R4～6年度に、文部科学省委託事業「幼保小の架け橋プログラム事業」の調査研究の結果を踏まえ、幼保小の架け橋プログラムを推進する際の手順や方法等を示した「北海道版幼児教育スタートプログラム」を策定・普及し、市町村における取組を支援。
- 幼児教育の重要性、幼保小連携・接続のポイント、道内における実践例等をまとめた「**幼児教育と小学校教育の連携・接続ハンドブック**」を作成し展開。



架け橋期のアドバイザー派遣・育成

- **幼児教育や小学校教育の知見を有する架け橋期のアドバイザー**を幼児教育施設や小学校、市町村等に派遣し、幼保小接続の取組状況や課題等のそれぞれの**実態に応じた支援**を実施。
- 道内全14管内での配置に向けた**架け橋期のアドバイザーの育成**。

研修の支援

- **地域における架け橋期のカリキュラム開発の推進を図るため**、施設類型問わず幼児教育施設や小学校、市町村の関係者が、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けたカリキュラムや教育方法等の充実・改善について協議・情報交換する「**幼小つながる研修**」を、道内全14管内で実施。
- 合同研修の機会確保が困難な地域においても、幼児期及び幼保小接続期の教育の理解促進を図るため、**保育及び授業の様子を撮影したオンデマンド教材を作成・配信**するとともに、**オンラインを活用した公開保育・授業を実施**。

(参考) <https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/yousyouseituzoku.html>

大分県教育庁義務教育課 幼児教育センター 幼児教育アドバイザー等の育成・派遣（大分県）

大分県幼児教育センターにおいては、**幼児教育スーパーバイザーが幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、市町村に訪問し、ニーズに合わせた支援**を行うとともに、**市町村の幼児教育アドバイザーの育成や研修支援等**を行っている。

市町村の幼児教育アドバイザーの活用・配置推進

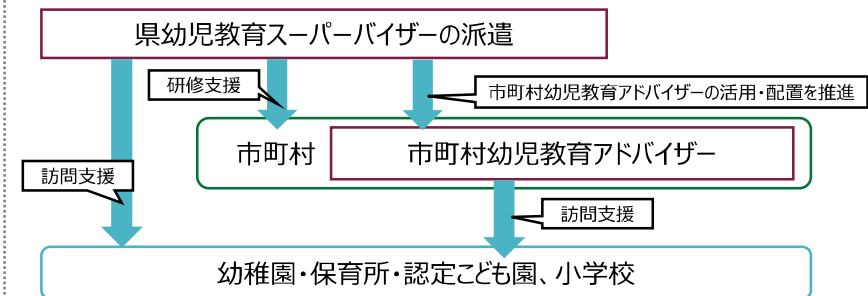
■ 市町村幼児教育アドバイザー

～「しんけん遊ぶ子」の育成に向けた大分県の取組～

- 幼児教育の質の向上や小学校教育との円滑な接続等の取組を一体的に推進するため、**県幼児教育スーパーバイザーが地域における研修支援及び域内の園への助言等を行う市町村幼児教育アドバイザーを育成**。
- 養成研修修了後は、市町村幼児教育アドバイザーの地域での活動を県幼児教育スーパーバイザーが継続支援。



(国東市・玖珠町幼児教育アドバイザーの活動の様子)



幼保小接続の推進

- 「**幼小接続地区別合同研修会**」において、県スーパーバイザーが幼児教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について、講義・協議を行い、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の教職員間の相互理解を深めるとともに、地域における接続の取組推進を図る。

(参考) <https://www.pref.oita.jp/site/oita-youjikyoiuku/yojikyoiuadviser.html> 6

「幼保小の架け橋プログラム」の推進について

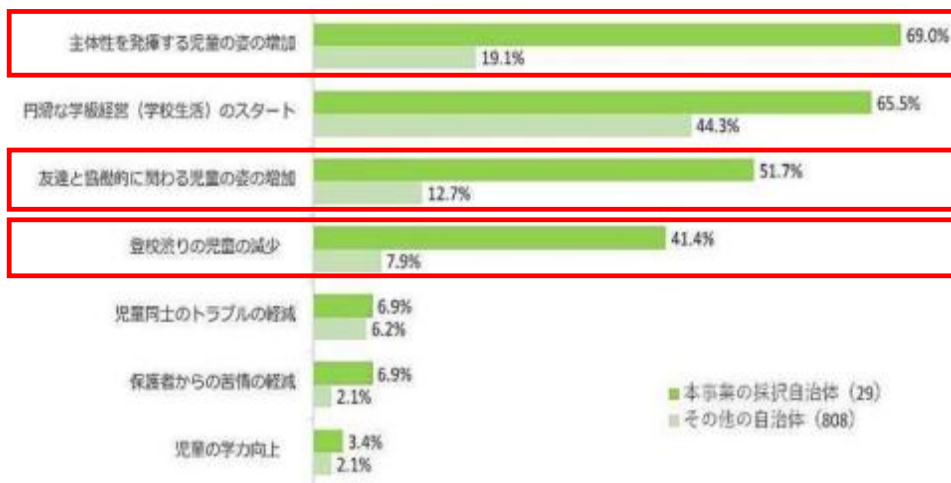
- 幼保小の架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図り、全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、文部科学省において、令和4年3月に、「**幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き**」と「**参考資料**」を作成
- 令和4年度から令和6年度までの3年間、19自治体に委託し、先進的に取組を実践
- 各自治体において実施する「幼保小の架け橋プログラム」の取組は次のとおり
 - ・ 0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえ、**5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進**
 - ・ 3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
 - ・ 架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及

など

幼保小の架け橋プログラムの成果（幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より）

Q. 幼保小の接続に取り組んでいる中で、改善された小学校（学級）の課題があれば、当てはまるものを選択してください。（当てはまるものを全て選択）

【改善された小学校の課題（令和5年度）】



※幼保小の架け橋プログラム事業の採択自治体（6道県13市町）の道県においては、道県の回答及び連携市町からの回答を「採択自治体」として集計している。

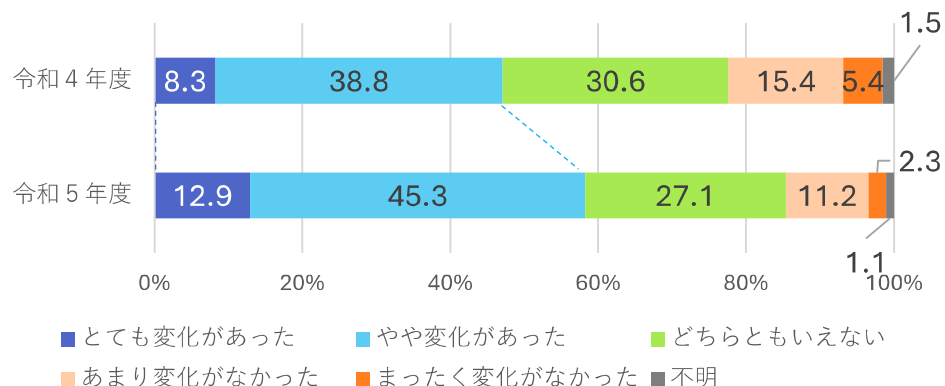
<自由記述の分析>

- 幼児教育施設と小学校の教職員間の交流や研修、保育・授業の相互参観などを通じて、相互理解が深まり、小学校教員が幼児教育の視点を取り入れるようになったことが多数報告されていた。
- 具体的には、小学校において、授業に「遊び」の要素を取り入れたり、柔軟な時間設定を行ったりすることで、子供の主体性や興味・関心を尊重する指導が進められた。
また、幼児教育施設においても、小学校の教育内容や指導方法を理解し、5歳児の保育において小学校以降の生活や学習を意識した活動が増えていた。
- 子供たちに対する影響としては、小学校との交流活動を通じて、5歳児の小学校入学に対する期待感が高まり、不安が軽減されたことや、小学校1年生になった後も、幼児期の学びを生かした授業が展開されるようになったことなどが記述されていた。特に、スタートカリキュラムの導入・改善や、指導方法・内容の柔軟な調整を通じて、幼児教育施設と小学校間の段差の解消が進み、小学校の生活や学習への円滑な移行が促されたことが示されていた。

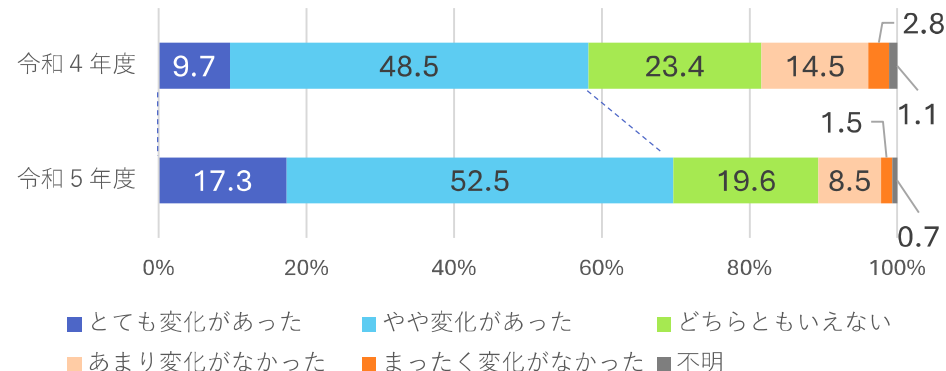
幼保小の架け橋プログラムの成果（幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より）

Q. 今年度の幼保小の接続の取組を通して、貴園・貴校の先生による／ご自身の子どもへの関わりや指導方法に変化はありましたか。

幼児教育施設（管理職）

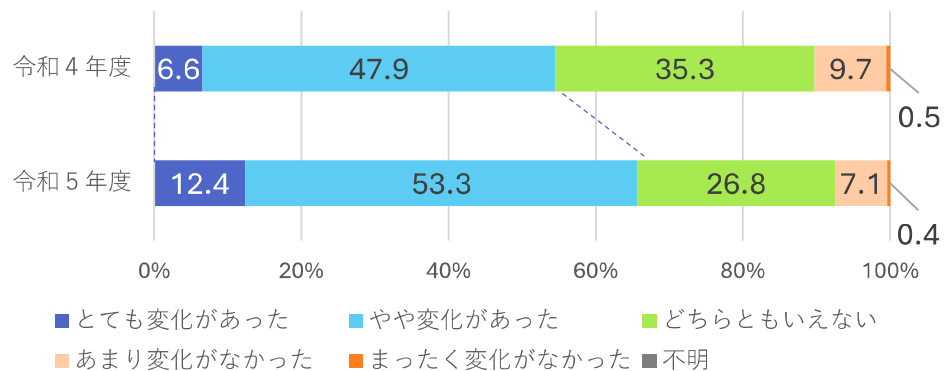


幼児教育施設（学級担当）

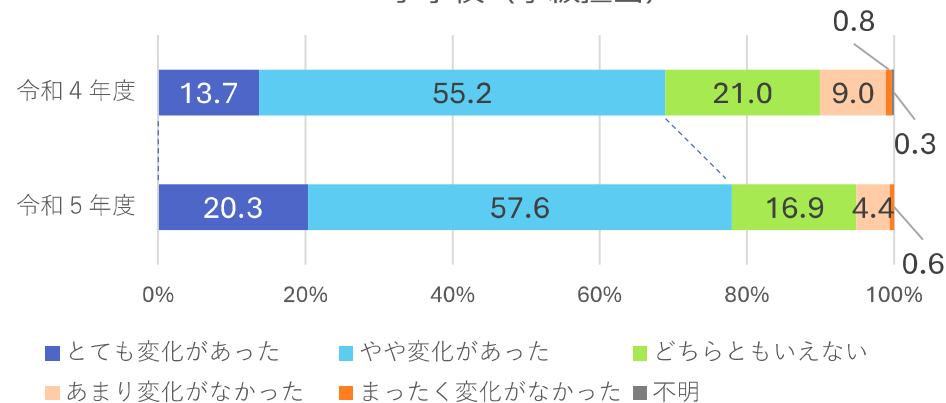


○ 幼児教育施設においては、小学校教育を見通し、人前で自分の意見や気持ちを話す機会の設定や、小学校進学への興味や期待を膨らませる指導、子供自身が時間を意識できるような働きかけなど、小学校の生活や学びへの接続に向けた指導への変化を回答する割合が増えた。

小学校（管理職）



小学校（学級担当）



○ 一人一人の児童の実態や興味・関心に合わせた指導、児童の幼児教育施設での経験を意識し、できるようになったこと・まだできないことを考慮した指導、児童が安心して活動できる教室環境や授業構成など、幼児教育の考え方を参考にした指導への変化を回答する割合が増えた。

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

2. 幼児期の発達の特性

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。



第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

(1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

(2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要。(参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・国・地方自治体においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。

(3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめて、できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的な活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

(5) 幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

(1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究、研修プログラムの開発等、デジタル環境の整備や支援、低年齢児への弊害・リスクや活用上の留意点についての検討が必要。

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。

(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・国・地方自治体において、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

(5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域では、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。

・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。

・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくるが見込まれる中、国においては、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究等により支援を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少を続けている公立幼稚園については、これまで果たしてきている役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

3. 幼児教育施設への支援体制

- ・地方自治体において、
 - 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進
 - 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築
 - 国公私立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進
- ・国において、
 - 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を促進
 - 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援
 - NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進
 - 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

※NIERセンター：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

4. EBPMの推進

・国・地方自治体において幼児教育政策について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが必要。

※EBPM:証拠に基づき政策立案 (Evidence-Based Policy Making) 10

令和 7年 11月 10日

第4回学校教育審議会資料

■ 第3回審議会までの議論の主な内容

- こどもを中心として捉える
- こどもの人数が今後、増えていくことは期待できない
- 現在の市立幼稚園は園児数が少ないなりに工夫している
- 公費で運営している以上、経費の観点も必要である
- 小学校での不登校等の問題が低年齢化している実態があり就学前施設間及び就学前施設と小中学校との円滑な連携が求められている
- 学びの多様化が進んでいるが幼児教育は人間の根っこ（人との関わり）を育てる役割
- 少人数保育≠不登校 小学校と就学前施設での環境変化によってつまりケースもある
- 接続期のカリキュラムが必要だがマンパワー不足 マネジメントする人が必要
- 小学校と隣接している幼稚園の活用

今後の市立幼稚園のあり方（論点整理）

■平成28年学校教育審議会での市立幼稚園に求められた役割

- ・ 幼児教育のセンター的役割
- ・ 特別支援教育のセーフティネット的役割
- ・ 保幼小連携の先導的役割
- ・ 地域における子育て支援の場としての役割

★取組状況については、第1回学校教育審議会にて提供済（第2章：P4～P5）

■市立幼稚園の園児数が減少した主な理由（諮問書記載）

- ・ 就学前人口の減少
- ・ 保育需要の増大
- ・ 幼児教育・保育の無償化

■今後、人口減少は避けられず、就学前人口についても劇的な回復は望めない

就学前教育・保育施設の提供量が過剰となる 「賢く縮む」 ことが必要

■更なる質の向上を目指すために、市立幼稚園が本来持っている役割や機能を改めて活かす方向で

検討（別紙イメージ図）

- ・ 市立幼稚園を教育機関としてだけでなく、改めて地域に密着した子育て支援の拠点
「プチ幼児教育センター」として位置付ける。
- ・ 小学校と隣接している市立幼稚園を拠点として他の就学前教育・保育施設等と協働し、小学校の教育内容や生活リズムの一貫性を持たせるカリキュラム作成や教職員間の研修・交流を充実させる。
- ・ 圏域内の就学前施設との連携を深めるために、幼稚園教諭を専門コーディネーターとして配置する。
- ・ 取組が持続可能となるよう必要な資源（人材・財源）を確保するための方策。

市立幼稚園が新たな価値を提供するための視点について

1 教育・保育の質の向上と多様性

・幼保小接続カリキュラムの導入

幼保小から小学校への学び・育ちの連続性を強化し、幼児期に必要な基礎的能力や思考力を育む

・特別支援教育の充実

障がいや発達に特性のある子どもへの支援体制を整え、多様な子どもが共に生活できる環境をつくる

2 地域連携とコミュニティの拠点

・地域の子育て活動との連携強化

子育て相談や講座、地域イベントを開催し、地域の子育て支援の拠点となる

・地域住民やボランティアとの協働

地域の高齢者や企業、NPOと連携し、多世代交流や社会体験の場を提供する

3 保護者支援と家庭との連携強化

・親子参加型プログラムの充実

親子で参加できる遊びなどのワークショップを開催し、家庭での子育てを支援する

・保護者向けの相談体制の整備

育児相談窓口を設置し安心感を提供するとともに、こども家庭・保健センター等の連携を強化し、必要に応じて適切な支援に繋ぐ

4 教職員・保育者の専門性向上

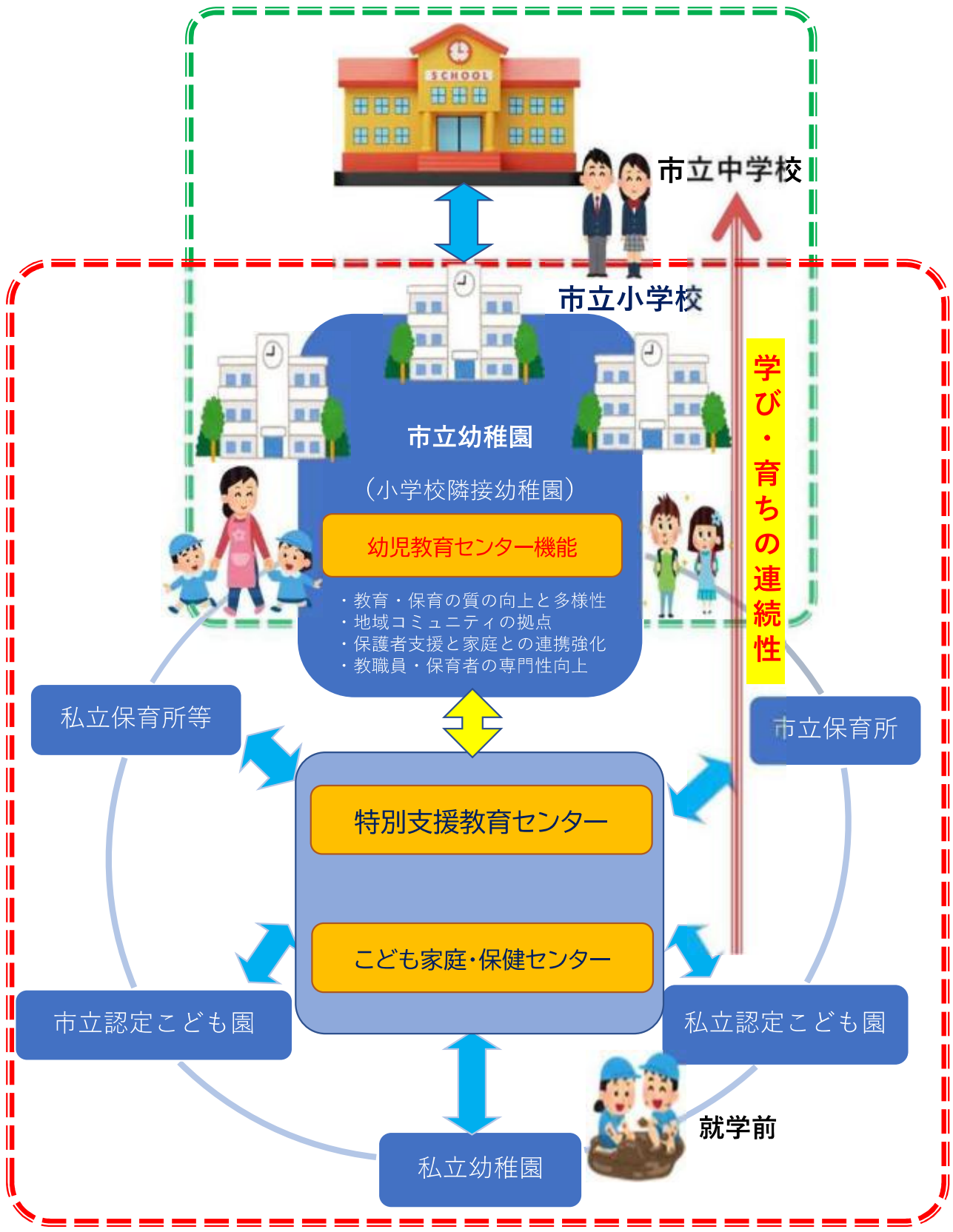
・定期的な専門研修の実施

教職員や保育者のスキルアップを図り、多様な子どもへの対応力を強化する

5 上記1～4を実施するにあたり、就学前施設及び小学校での教育の具体的な取り組み

例：個性に応じた教育 心理的な安心感等々

市立幼稚園が果たす役割や機能のイメージ図



令和8年1月6日

芦屋市学校教育審議会委員 各位

芦屋市学校教育審議会 会長 河合 優年

答申作成に向けて 答申の骨子案（第4回までの審議会を受けて）

審議会の運営におきましては、皆様の多大なるお力をおもちまして、幼児期から児童期前期への教育の在り方、本市の幼稚園の今後の在り方についての議論を進めさせていただいてまいりました。残り2回の審議会ですとまとめねばならない、答申の骨子案となる部分について、成田副委員長、教育委員会との対面での協議に基づいて、ご検討いただきたい原案を作成いたしました。

答申は次回の審議会での検討内容をさらに反映させて完成させようと考えております。本文中の検討事項部分及び着色部分について次回審議会（第5回）でご議論いただき、加筆してまいります。

みなさまのご協力を得まして、芦屋市のみならず、我が国のこどもの育ちと学びに関する、先駆的な取り組みを提言できるよう努力してまいりたいと考えております。

事前にお目通しいただき、審議会当日にさらに御議論いただけますようお願い申し上げます。

答申の骨子案

答申の構成（案）

■はじめに

■ 1 これまでの流れ

(1) 学校教育審議会の答申内容（平成28年11月24日）

→ 第1回資料より抜粋予定

(2) 市立幼稚園・保育所のあり方について（平成29年2月13日）

→ 第1回資料より抜粋予定

■ 2 芦屋市の市立幼稚園の現状と課題

→ 第1回目資料を参照し記載

■ 3 市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営について（主文）

→ 下記【検討事項】について具体的に議論いただき主文に取り入れる。

P6に記載

【検討事項】

いじめ・不登校などの学校教育における諸課題を視野に入れた幼児教育の重要性を前段においたうえで、こどもの育ちと学びの根としての幼児教育の在り方を述べたうえで、役割と常時教育の最適化について答申に盛り込む。

【検討事項】

諮問に対する答申における基本的な考え方

※特に「適正配置と今後の運営について」の部分

【検討事項】

市立幼稚園が持つ、地域を含めた教育の支援機能とは何かを含める

■ 4 市立幼稚園が新たな価値を提供するための視点

→ 上記【検討事項】の議論の中から重要なポイントを取り出して記載

■ 5 付帯意見

→ 特記すべき事柄について必要に応じて付帯意見を記載

■おわりに

はじめに

芦屋市の市立幼稚園は、岩園幼稚園の3歳児を除き、入園希望者を原則全員受け入れる体制を整えている。また、保護者のニーズや実態に応じた子育て支援の一つとして、公立幼稚園では実施が進んでいなかった「預かり保育事業」を平成23年度に朝日ヶ丘幼稚園・小槌幼稚園・浜風幼稚園の3園で先行実施、平成25年度からは全園で実施して、事業は定着している。また就園前のこどもたちと保護者への支援を目指し、3歳児親子ひろば「さんさんひろば」事業を開始し、満3歳から就園までのこどもたちが地域の幼稚園にて、様々な遊びを楽しみ、在園児とふれあい、友達とも出会う場となっている。

さらに令和3年度には、岩園幼稚園での3歳児保育の試験的实施を開始し、令和5年度からは正式に岩園幼稚園において3歳児の受け入れを行っている。

しかしながら、急激な少子化の進展による就学前児童の減少、女性の社会進出や共働き世帯の増加等により、保育所等の入所希望者が増加し、さらに、令和元年10月からは教育・保育の無償化が実施され、市立幼稚園の園児数が継続的に減少している状況となっている。

加えて、社会的な問題として、こどもを取り巻く特記すべき状況が起きている。それは、いじめや不登校の低学年化として現れてきており、幼児期教育を児童期の教育にどのようにつないでゆくのかという接続期教育の重要性が一層高くなってきている。幼児期の適切な教育体制の構築が、以降における問題行動の減少、ポジティブ行動の増加に直結すると考えている。

本審議会は、令和7年5月29日、教育長から『就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた芦屋市立幼稚園の適正配置と今後の運営について』の諮問を受け、これまで事務局から提出された各資料の確認も加えながら、更なる幼児教育・保育の質の向上を目指すために、市立幼稚園が本来持っている役割や機能を改めて活かす方向で●回にわたって慎重に議論を重ねてきた。

この答申は、これまでの議論を踏まえ、課題の整理を行い、今後、芦屋市及び芦屋市教育委員会が具体的な検討を行う際の留意点も含めて答申するものであり、その結論の背景にあるものも含めて、今後につながる形で取りまとめたものである。

審議の過程においては、様々な立場の委員から多様なご意見やご提案をいただきながら答申をまとめており、本答申は、これからの市立幼稚園の方向性についての審議会の総意である。

今後の芦屋市及び芦屋市教育委員会の方針決定に際しても可能な限り尊重していただきたい。

1 これまでの流れ

本審議会ではこれまでも芦屋市立幼稚園の適正規模及び適正配置について諮問を受け、答申を行ってきた。また、これを踏まえて芦屋市においては、就学前教育・保育施設について「市立幼稚園・保育所のあり方」を定め、すべての就学前のこどもたちの最善の利益につながるよう取組を進めてきた。これらの内容は以下のとおりである。

(1) 学校教育審議会の答申内容（平成28年11月24日）

第1回目資料より抜粋予定

(2) 市立幼稚園・保育所のあり方について（平成29年2月13日公表）

第1回目資料より抜粋予定

2 芦屋市の市立幼稚園の現状と課題

第1回目資料より参照

本市の就学前児童人口は、平成27年3月末が4,834人であったものが令和7年3月末で3,341人と、この10年で1,493人の減少（約30%減）となっており、今後も急激な回復は困難な状況である。

一方、女性の社会進出や共働き世帯の増加等により、長時間の保育が可能な保育所等の入所希望者が増加している。また、幼保連携型認定こども園の設置により、3歳児の教育ニーズに対応した受皿が用意された。さらに、令和元年10月からは教育・保育の無償化が実施され、保育料が高額であった私立幼稚園等への入園ハードルが下がったことで、保護者の選択肢の多様化も進んでいる。これらの要因により、市立幼稚園においては、平成27年度には8園で672人であった園児数が、本年度には5園で132人と減少し、今後も増加は見込めない状況にある。

教育基本法第11条には、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と規定されており、市立幼稚園においても、これまでから環境を整え、幼児一人ひとりの特性や成長を考慮しながら、保育を行っているところである。こどもたちにとって集団生活の場でさまざまな友達とかかわり、気持ちを伝え合い、協力して活動に取り組むなどの経験を通して主体性や社会性を育てていくことは大切であるが、近年の継続的な園児数減少に伴い、集団の形成が困難となってきており、人間関係が固定化してしまう課題がある。

また近年、全国的な課題として、小学校低学年において、いじめの認知件数や不登校傾向の児童数が増加していることを踏まえ、幼保・小の接続期の教育については、さらに連続性、一貫性を持たせた形で充実させることが求められている。これは本市においても同様である。

本市では、平成28年の学校教育審議会からの答申に従って、市立幼稚園においても、これまでも地域の他の就学前施設や小学校との交流、連携には力を入れているものの、今後は市全体で取組をより強化していく必要があり、そのために市立幼稚園がどのような役割を果たせるのかが課題となる。単に幼稚園の配置に留まらず、これらの諸問題に対応し、こどもたちの教育と心理的安全性を保障する機能について、より深く検討する必要がある。こども達を幼児期から児童期に円滑に橋渡しさせるための、幼児期と児童期をつなぐ取り組みを組織的に設計していくことが求められるだろう。

3 市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営について（主文）

■第4回資料

「市立幼稚園が新たな価値を提供するための視点」に基づく役割や機能「イメージ図」

諮問に対する答申における基本的な考え方

◇就学前教育・保育の質の向上させるための市立幼稚園の役割

⇒朱書きは第4回審議会での主な意見

1 教育・保育の質の向上と多様性

・幼保小接続カリキュラムの導入

幼保小から小学校への学び・育ちの連続性を強化し、幼児期に必要な基礎的能力や思考力を育む

⇒幼児期は大切な時期である。共通したカリキュラムの策定が必要であり、策定や適切な運用を進めるためにはマンパワーが欠かせない。

・特別支援教育の充実

障がいや発達に特性のあるこどもへの支援体制を整え、多様なこどもが共に生活できる環境をつくる

2 地域コミュニティの拠点

・地域の子育て活動との連携強化

子育て相談や講座、地域イベントを開催し、地域の子育て支援の拠点となる

⇒幼稚園としての機能のみならず、子育て支援のイベントの継続が必要

・地域住民やボランティアとの協働

地域の高齢者や企業、NPOと連携し、多世代交流や社会体験の場を提供する

⇒幼稚園に行くことで多様な人と繋がる機会となる

地域の力を活用し地域での子育て環境を醸成する

3 保護者支援と家庭との連携強化

・親子参加型プログラムの充実

親子で参加できる遊びなどのワークショップを開催し、家庭での子育てを支援する

・保護者向けの相談体制の整備

育児相談窓口を設置し安心感を提供するとともに、こども家庭・保健センター等の連携を強化し、必要に応じて適切な支援に繋ぐ

⇒相談しやすい環境が重要

4 教職員・保育者の専門性向上

・定期的な専門研修の実施

教職員や保育者のスキルアップを図り、多様なこどもへの対応力を強化する

⇒座学だけでなくケーススタディや教職員等への相談できる体制が必要

・その他

⇒縦・横（就学前施設・小中学校）お互いを知ることが大切、そのためにはハブ的な機能が必要である。これからの時代に即した教師像を見据えた「移行期教員」とでも言うべき新しい教員養成教育への提言に繋がるような発信までも考慮すべきであろう。

【検討事項】 市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営について

◇ いじめ・不登校などの学校教育における諸課題を視野に入れた幼児教育の重要性を前段においてうえて、こどもの育ちと学びの根としての幼児教育のあり方を述べたうえで、役割と幼児教育の最適化について

◇ 市立幼稚園が持つ、地域を含めた教育の支援機能とは何か

◇ 適正配置について

(考え方のポイント)

- ・園運営に関して、現実的なクラスサイズ（少人数保育への評価）
- ・縦・横（就学前施設・小中学校）の連携をより推進するための園の配置
- ・持続可能な行政運営について（財源、人材の効果的な活用）

◇ 今後の運営について

- ・推進体制を充実させる必要がある。とりわけ、小学校低学年を含めた保幼小の接続教育を展開させるべきであるが、現場教員の状況を十分に考慮し、幼稚園教諭を現場のコーディネータとして活用するなど、負担軽減策を講じねばならない。
- ・コーディネータを機能させるような組織（センター）や、コーディネータを総括するアドバイザーを設計する必要もあるだろう。期限付きであったとしてもこのように設計された組織は、地域における保幼小接続機能を円滑に進め、それだけでなく地域を巻き込んだ形での実行力のある、芦屋市の将来にわたる基盤とならなければならない。もちろん、保育所園・こども園との連携も視野に入れておくべきであろう。
- ・一定の園児数が確保できない場合の対応策
- ・今後5年程度を見据えた取組の計画立案、進捗管理と具体的指標に基づく評価、フィードバックなどの仕組みの構築と言ったPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを念頭におく必要があるだろう。

4 市立幼稚園が新たな価値を提供するための視点

上記について意見集約後にポイントを整理して記載

5 付帯意見

特記すべき事柄

おわりに



配布済資料を添付する

幼稚園園児数報告（令和8年度用）

		園児数						
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		
基準日		R07.10.07	R07.10.31	R07.11.28	R07.12.23	R08.01.30	<昨年度参考> R7.5.1	
集計日		R07.10.08	R07.11.04	R07.12.01	R07.12.24	R08.02.02		
宮川	4歳	6	6	6	6		5	1
	5歳	8	8	8	8	0		
		継続5歳	7	7	7	7	12	1
		新規5歳	1	1	1	1		
	合計	14	14	14	14	0	17	2
岩園	3歳	23	21	20	20		16	1
	4歳	20	20	20	20	0		
		継続4歳	17	17	17	17	30	1
		新規4歳	3	3	3	3		
	5歳	31	31	31	31	0	21	1
		継続5歳	30	30	30	30		
		新規5歳	1	1	1	1		
合計	74	72	71	71	0	67	3	
小槌	4歳	4	4	4	4		4	1
	5歳	4	4	4	4	0		
		継続5歳	4	4	4	4	5	1
		新規5歳						
合計	8	8	8	8	0	9	2	
西山	4歳	1	2	2	2		6	1
	5歳	6	6	6	6	0		
		継続5歳	6	6	6	6	9	1
		新規5歳						
合計	7	8	8	8	0	15	2	
潮見	4歳	3	4	4	5		14	1
	5歳	14	14	14	14	0		
		継続5歳	14	14	14	14	10	1
		新規5歳						
合計	17	18	18	19	0	24	2	
総合計	3歳	23	21	20	20	0	16	1
	4歳	34	36	36	37	0		
		継続4歳	17	17	17	17	59	5
		新規4歳	17	19	19	20		
	5歳	63	63	63	63	0	57	5
		継続5歳	61	61	61	61		
		新規5歳	2	2	2	2		
合計	120	120	119	120	0	132	11	

芦屋市学校教育審議会審議経過

開催回数	開催年月日	審議内容
第1回	令和7年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱及び任命 ・会長及び副会長の選出 ・諮問及び諮問理由説明 ・諮問内容等の審議
第2回	令和7年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた芦屋市立幼稚園の適正配置と今後の運営についての協議
第3回	令和7年10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた芦屋市立幼稚園の適正配置と今後の運営についての協議
第4回	令和7年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた芦屋市立幼稚園の適正配置と今後の運営についての協議
第5回	令和8年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の骨子案についての協議
第6回	令和8年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案についての協議

芦屋市学校教育審議会委員

氏 名	役 職	選出区分
かわい まさとし 河合 優年	武庫川女子大学 教育総合研究所教授	学識経験者
なりた けんいち 成田 健一	関西学院大学文学部教授	学識経験者
いが ゆかこ 伊賀 友香子	芦屋市P T A協議会	P T A関係者
のむら ひろこ 野村 浩子	芦屋市自治会連合会理事	地域関係者
たづけ しゅんいち 田附 俊一	公募市民	市民代表
きのした しんご 木下 新吾	芦屋市立精道小学校長	学校園・保育所関係者
たけだ じゅん 武田 淳	芦屋みどり幼稚園理事長	学校園・保育所関係者
たつみ あいこ 巽 愛子	芦屋市立潮見幼稚園長	学校園・保育所関係者
こんどう ちえ 近藤 千恵	芦屋市立岩園保育所長	学校園・保育所関係者
かしはら ゆき 柏原 由紀	芦屋市企画部長	行政関係者

○芦屋市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成18年3月24日

条例第5号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
	芦屋市学校教育審議会	本市の学校教育に関する重要事項についての調査審議	15人以内	学識経験者その他教育委員会が適当と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間

（任期）

第3条 委員の任期は、前条の表のとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（補則）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

○芦屋市学校教育審議会規則

平成18年3月27日

教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、芦屋市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第2条の表芦屋市学校教育審議会の項委員の構成の欄中に規定するその他教育委員会が適当と認める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 芦屋市立学校育友会及びPTA関係者
- (2) 芦屋市立学校卒業生
- (3) 学校長等
- (4) その他必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会においては、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(小委員会)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、審議会の審議事項に係る問題点の調査、整理及び検討等を行うものとする。

3 小委員会は、会長の指名する若干人の委員で組織し、委員の互選により委員長を定める。

4 委員長は、第2項に定める小委員会の活動の状況等を審議会に報告しなければならない。

(小委員会の会議)

第6条 小委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、調査審議内容に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 芦屋市学校教育審議会運営規則(昭和63年芦屋市教育委員会規則第3号)は廃止する。